

勤労青少年ホーム休止に伴う利活用について(案)

1. 栗東市勤労青少年ホームの利活用について

(1) 栗東市勤労青少年ホームの休止

市では、厳しい財政状況の危機を乗り越え持続可能な市政運営のため、平成20年度より3年間を計画年度とする財政再構築プログラムを策定し、実施をしています。このプログラムにより一部施設の廃止または休止をし、栗東市勤労青少年ホーム等においても平成21年3月末をもってその利用を休止しました。

(2) 施設の新たな利活用の検討

栗東市勤労青少年ホーム休止に伴い施設の今後のあり方について、売却も含め検討を進める中で、他施設の閉鎖等に伴う移転など代替施設としての利活用について、以下の通り検討を進めます。

2. 新たな施設としての検討について

(1) 中央公民館の閉鎖

これまで中央公民館(昭和45年建築)として広く集会や、会議、講演会場等としての利用や、生涯学習課の事務スペース、庁舎で不足する会議・研修会場としても利用してきた当施設は、耐震基準に合致せず、また補強工事等を施しても40年が経過しており施設利用上十分な機能確保も難しいことから、閉鎖について検討を行った。

(2) 中央公民館閉鎖に伴う課題

① 一般利用者の利用施設の変更

閉館に伴い今日まで中央公民館を貸館などで利用してきた一般利用者について、他の施設での対応が必要となる。

② 会議室・研修室の慢性的な不足

増加する市が開催する会議、研修会等が市庁舎内の会議室で対応できないことから中央公民館を利用しておりこれらの開催方法や、開催場所等の対応が必要となる。

③新たな事務所確保の困難さ

A 市庁舎への移転

ア. 生涯学習課の移転

現在の庁舎内の配置・利用状況からすれば、生涯学習課が必要とするスペースを、庁舎内に確保することは、非常に困難な状況にあります。また仮に、庁舎内に生涯学習課の事務所スペースを確保したとしても、庁舎全体に与えるスペース不足の弊害は少なくありません。

イ. 少年センターの移転

平成 17 年度末まで庁舎内にあった少年センターが、平成 18 年度に中央公民館に移転したことによって、利用する保護者や子どもたちの利便性が向上しました。これが少年センターの機能充実に与えた影響は大きく、再度庁舎内に設置するとなれば、現在の機能が確保できるかが懸念されます。

B 旧勤労青少年ホームへの移転の場合

ア. 施設転用と老朽化への対応

勤労青少年ホームの他用途への転用については、諸手続きにより補助金等の活用をして建設された施設であるが補助金の返還は生じない。県協議済み（転売については、補助金返還についての協議が必要。）

また、建設から 25 年が経過しており当施設の、中央吹き抜け部分の雨漏り等、施設の老朽化について、その修復費用が必要となります。さらに、施設のレイアウトによる改築も別途必要となります。

イ. ランニングコストに関わる課題

施設・設備を今後維持していくための経費は、おおむね現中央公民館の管理費と同額程度以上の経費負担が必要となります。

ウ. 空調施設に関わる課題

当施設の、空調（冷暖房）及び温水供給はボイラーによる施設であり、これが老朽化による効率の低下がみられること、また、ボイラー運転燃料の灯油備蓄タンク（1500 リットル）があり、この取り扱いについては必ず危険物保安監督者が必要であることなどから、新たな空調設備また受電設備の設置等が必要となります。

エ. 駐車場確保に関わる課題

これまで生涯学習課業務に伴う来館者は、庁舎駐車場を利用してきましたが、勤労青少年ホームは独自の駐車場を持っていません。隣接する有料駐車場の一部を転用する等の措置がなければ、来館者の利便性が損なわれます。

3. 対応方針

こうした状況を踏まえ中央公民館閉鎖に伴う移転また、より効率的・効果的な施設運営のための再編等について検討を行います。

(1) 中央公民館閉鎖に伴う移転

①生涯学習課の移転

生涯学習課の所掌事務、(生涯学習推進係、青少年係、文化財保護係、体育・文化振興係)の4係(12名)の移転を行います。

②少年センターの移転

少年センターの所掌事務(少年相談に関すること、少年補導に関すること)の移転(所長、補導員、その他職員合計4名)を行います。

(2) 新たに再編による施設配置

H21課 6.24/a

①児童生徒支援室の移転

子どもたちの自立と子育て支援を目的として、不登校や学校不適應の子どもたちの支援を実施している当支援室は、これまで以下の課題を抱えてきました。

- i 利用にあたり、なごやかセンターを利用する地域の人びとと接触することが、相談や支援教室「あいあい」利用者(20年度1日平均6.8人)にとっては、大きな心労となっていること。
- ii 支援教室の「グループ活動」や「体験活動」を実施する際、施設上の制約が大きく、活動が制限される。(活動場所が狭く、運動を通じた体力づくりや、レクレーションを通じた集団づくりができない。)

しかしながら、今回少年センターの当施設への移転に伴い児童生徒支援室を同施設に移転することにより上記課題の解決が図れます。また、少年センターでの補導・無職少年対策への、指導助言についても可能となることが期待できます。

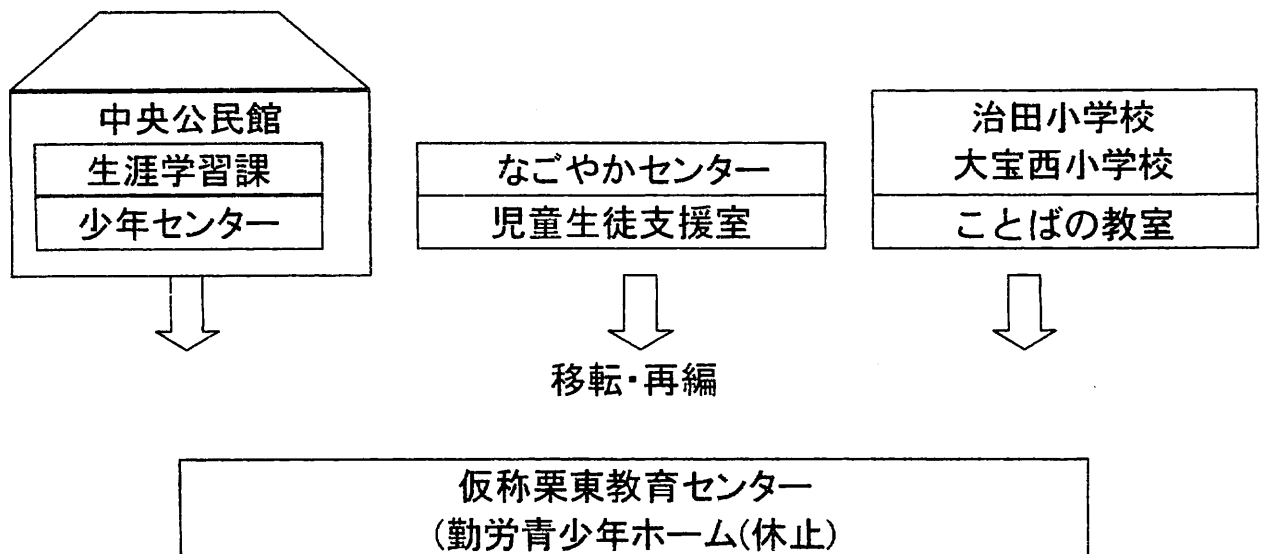
②ことばの教室の移転

現施設の生徒増による空き教室の不足

市内に在住し、保育園・幼稚園・幼児園・小中学校に通園（学）する幼児・児童・生徒（以下「幼児等」という。）で聴覚及び言語機能に何らかの障がいまたは、発達障がいのある幼児等に対して、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服することを目的に、平成元年治田小学校・平成17年大宝西小学校の2校で空き教室を利用して実施（通級人数166名）してきました。しかしながら両小学校においては、生徒増により平成23年度以降について教室確保が困難となることが予想されており、中長期財政計画において増築工事経費の計上を行っています。

こうしたことから、今回2小学校で実施を行ってきた、ことばの教室を一箇所に集約し、支援の充実及び効率化を図ります。

<移転・再編に向けたイメージ>



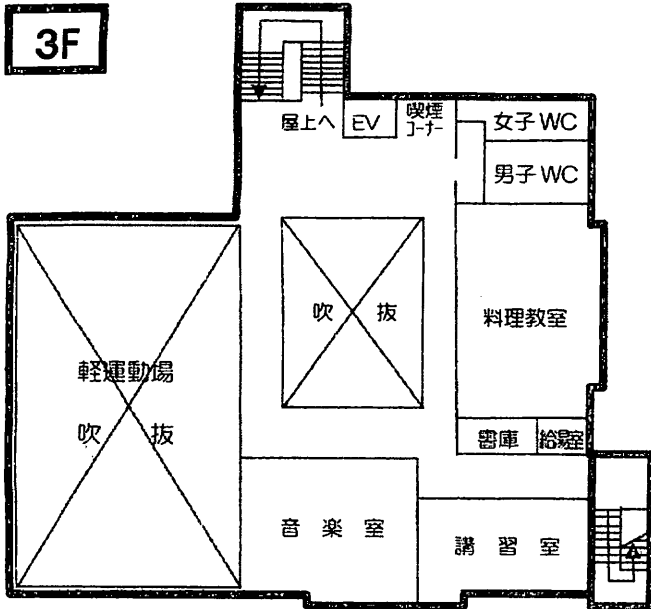
4. 移転スケジュール

平成22年度

年 月 日	内 容
平成22年5月～8月	改築設計業務委託
平成22年9月～11月	改築工事
平成22年12月	移転作業
平成23年1月	所掌事務及び教室の開設

* ただし中央公民館の貸し館業務については、平成22度中については実施する。

<Before>



<After>

